令和2年5月1日

土 地 所 有 者　　様

さいたま地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）
松 川 富 栄

登記所備付地図作成作業における立会いの延期について

日頃より，登記所備付地図作成作業（地図作成作業）の円滑な実施につきまして御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて，さいたま市浦和区瀬ヶ崎一丁目地区において実施している地図作成作業に関し，土地所有者説明会及びお知らせの配布をもってお願いしておりました本年5月中旬からの所有者様立会いによる土地境界の調査・確認作業（一筆地調査）につきましては，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，本作業を延期させていただきます。

つきましては，一筆地調査の立会いの日時等は，感染拡大の防止に十分配慮し日程を調整した上，改めて御案内申し上げます。引き続き，御理解と御協力をお願いいたします。

また，他の法務局管内（埼玉県以外の都道府県）におきまして，地図作成作業に関連した詐欺未遂の事案が発生したとの連絡がありました。法務局が実施しております地図作成作業においては，所有者様に金銭等を請求することは絶対にありませんので御注意ください。

なお，そのような事案が発生した場合や地図作成作業に関して御不明な点等がありましたら，下記までお問い合わせ願います。

○お問合せ先　さいたま地方法務局　登記所備付地図作成作業現地事務所
所在：さいたま市浦和区瀬ヶ崎三丁目15番21号　第三武笠ビル106号室
電話：048－813－4090　　担当　坂本・片山
開設時間　月曜日から金曜日の午前9時から午後5時
※土曜日，日曜日，国民の祝日等の休日を除きます。